

横浜市アスベスト対策会議  
事務局:横浜市環境創造局環境管理課  
横浜市中区港町1-1  
平成17年12月5日発行  
横浜市広報印刷物登録第170464号  
類別・分類G-KJ070

便利な暮らしの情報ガイド  
横浜市コールセンター  
☎045-664-2525

# 横浜市の アスベスト対策について

大きな社会問題を引き起こしている「アスベスト問題」の対策として、横浜市では、副市長を議長とする「横浜市アスベスト対策会議」を8月5日に設置しました。対策会議は、全庁的な取組として局区長・関係事業本部長（教育委員会等含む）で構成され、さまざまな市民ニーズに対応できるようにしています。また、実施した調査の結果や関連情報について市ホームページなどを通じて、速やかに公表・お知らせしております（<http://www.city.yokohama.jp/me/kankyoku/mamoru/asbestos/>）。

### アスベストの基礎知識



**Q** アスベストとはどのようなものですか

**A** 「アスベスト(石綿)」とは、天然に存在する繊維状の鉱物のことです。耐久性や耐熱性などに優れているため、1970年から90年にかけて建材や工業製品などに数多く使用されてきました。

**Q** なぜアスベストが問題で、どのような危険性があるのですか

**A** アスベストは、そこにあること自体が直ちに問題になるのではなく、飛び散ったアスベスト粉じん(繊維)を肺に吸い込むことが問題となります。ゴムやセメントで固められたものは、切断や解体をしない限り影響はありません。

**Q** アスベストはいつ頃まで使われていたのですか

**A** 現在では、特殊な例を除いてアスベスト製品の製造は禁止されています。これまで製造されたアスベスト製品の8~9割は建材です。飛散しやすい吹付けアスベスト等は平成元年頃まで使われていました。セメントなどで固められた建材は平成16年まで使用されていました。

## アスベストによる健康不安は…

### アスベスト専門外来を市大附属病院呼吸器内科に開設

横浜市立大学附属病院は、地域貢献の一環として、アスベスト関連疾患の診断・治療を目的としたアスベスト専門外来を行っています。

#### ●受診日

毎週火曜日午後2時30分から4時まで  
完全予約制で実施しています。  
(1日5人程度の診療が可能)

#### ●問合せ先

横浜市立大学附属病院  
総合医療サポートセンター  
(〒236-0004 金沢区福浦3-9)  
☎787-2800(代表)  
☎787-2866  
ホームページ <http://www-user.yokohama-cu.ac.jp/fukuura/>

#### ●どの程度の量のアスベストを吸い込んだら発病するのでしょうか?

アスベストを吸い込んだ量と「中皮腫や肺がん」などの発病との間には、相関関係が認められていますが、短期間・低濃度ばく露したことによる発がんの危険性については、不明な点が多いとされています。現時点では、どれくらい以上のアスベストを吸えば中皮腫を発病するかということは明らかではありません。

#### ●吸い込んだアスベストは除去できるのでしょうか?

いったん吸い込んだアスベストの一部は、異物としてたんのなかに混ざり体外に排出されますが、大量に吸い込んだ場合や大きなアスベストは、排出されずに肺の中に蓄積されると言われています。

#### ●アスベストを吸い込んだかどうかは、どのような検査でわかるのでしょうか?

胸部エックス線写真で、アスベストを吸い込んでいた可能性を示すことが見られる場合もありますが、アスベストを吸い込んだ人すべてに胸部エックス線写真の所見があるとは限りません。

心配な人は、市大附属病院、横浜労災病院、県立循環器呼吸器病センターなどのアスベスト専門外来のある医療機関にご相談ください。また、各区の福祉保健センター(旧 保健所)と市立市民病院がん検診センターでは、肺がん検診を実施しています。

#### ●アスベストが原因で発症する疾患に特有の症状はあるのでしょうか?

発病し、さらにある程度進行するまでは、症状がでないことが多いと言われています。

#### ●中皮腫や肺がんの発症を予防するにはどうすればよいのでしょうか?

過去、アスベストにばく露したことによる「中皮腫や肺がん」の発症を予防することは、現在、有効な手段は明らかではありませんが、アスベストを吸い込んだ人がすべて中皮腫を発症するわけではありません。吸い込んだアスベストの量、期間、種類によって異なります。

肺がんについては、アスベストばく露と喫煙との組み合わせで、肺がんの発症は相乗的に上昇するとの報告があり、アスベストにばく露した人の禁煙は重要です。

### 相談先、問合せ先など

#### ●民間建築物の増築、改築時におけるアスベストに関する問合せ

まちづくり調整局指導部建築指導課	☎671-2928
【方面別建築事務所】	
中部建築事務所(鶴見区、神奈川区、西区、中区、南区)	☎441-4831
南部建築事務所(港南区、磯子区、金沢区、戸塚区、栄区)	☎847-8551
西部建築事務所(保土ヶ谷区、旭区、泉区、瀬谷区)	☎366-8131
北部建築事務所(港北区、緑区、都筑区、青葉区)	☎912-8861

#### ●アスベストによる健康影響に関する問合せ

各区福祉保健センター福祉保健課健康づくり係 (\*泉区は事業推進係、戸塚区は福祉健康推進係)

青葉区	☎978-2438	港南区	☎847-8437	戸塚区*	☎866-8426
旭区	☎954-6146	港北区	☎540-2362	中区	☎224-8332
泉区*	☎800-2444	栄区	☎894-6964	西区	☎320-8439
磯子区	☎750-2445	瀬谷区	☎367-5744	保土ヶ谷区	☎334-6344
神奈川区	☎411-7138	都筑区	☎948-2350	緑区	☎930-2357
金沢区	☎788-7840	鶴見区	☎510-1832	南区	☎743-8242
衛生局保健部保健政策課健康づくり係		☎671-2454			

#### ●アスベスト製品製造工場や吹付けアスベストがある建物解体工事の届出に関する問合せ

環境創造局環境保全部規制指導課大気担当	☎671-3843
---------------------	-----------

#### ●アスベストを含有する一般廃棄物(家庭ごみ)の処理に関する問合せ

資源循環局適正処理部業務課	☎671-2535
---------------	-----------

#### ●アスベストを含有する産業廃棄物の処理に関する問合せ

資源循環局適正処理部産業廃棄物対策課	
排出指導係(適正処理)	☎671-2513
管理係(収集・運搬)	☎671-2511
施設指導係(処理施設・最終処分場)	☎671-2515

#### ●アスベストが使用されている建築物等を解体する場合の届出に関する問合せ

資源循環局適正処理部産業廃棄物対策課建設リサイクル担当	☎671-3446
-----------------------------	-----------

#### ●石綿障害予防規則による建物解体時の届出等

神奈川労働局労働基準部労働衛生課	☎211-7353	中区北仲通5-57 横浜第二合同庁舎8階
------------------	-----------	-------------------------

#### ●事業者からの建築物解体作業におけるアスベストばく露防止対策に関する相談

建設業労働災害防止協会神奈川支部	☎201-2791	中区太田町2-22
------------------	-----------	-----------

#### ●アスベスト含有製品の代替化に関する相談、事業者からのアスベストばく露防止対策に関する相談

労働衛生調査分析センター	☎03-3452-3068	東京都港区芝5-35-2
--------------	---------------	--------------

#### ●建材の成分調査を行う機関(業者)の問合せ・紹介

横浜市環境技術協議会	☎812-1811
神奈川県環境計量協議会	☎0467-87-2112

#### ●吹付けアスベストの除去等工事(業者)の問合せ

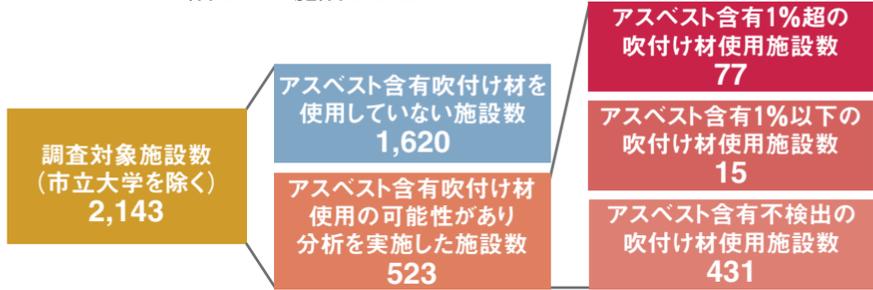
(社)日本石綿協会	☎03-5765-2381	<a href="http://www.jaasc.or.jp/">http://www.jaasc.or.jp/</a>
-----------	---------------	---



## 公共建築物(市立大学を除く)のアスベスト含有吹付け材等の実態調査の報告

横浜市では、公共施設利用者等の安全を確保するため、公共建築物におけるアスベスト含有吹付け材等の使用状況について、実態調査を実施しました(詳しくは、市ホームページをご覧ください。)

**1.調査状況** 1%を超えるアスベスト含有吹付け材等が使用されていた施設は、77施設でした。



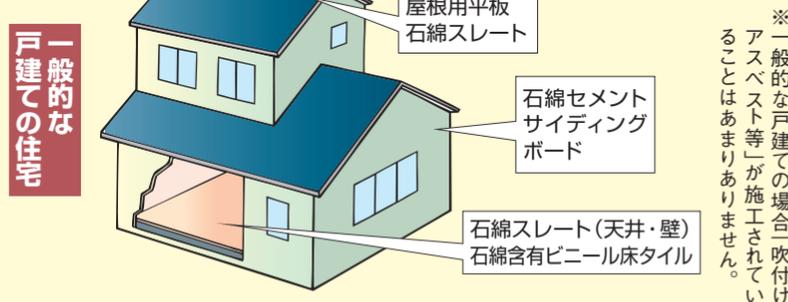
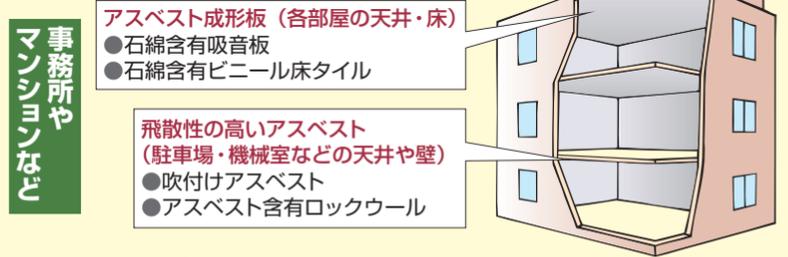
**2.今後の対応** アスベスト含有吹付け材については、使用場所や吹付け材の損傷・劣化状況等に応じて浮遊量測定を行い、除去や封じ込め、囲い込みなど必要な措置を講じていきます。



## 建築物について

### どんなところに使われているのですか？

建物では、次のようなところに使用されている可能性があります。



※一般的な戸建ての場合「吹付けアスベスト等」が施工されていることはありません。

### 詳しく調べたいがどうしたらいいのですか？

- ・まず、建築物の設計者や施工業者に問い合わせて、設計図や施工図等を元に確認してください。
- ・建築時期により飛散性の高い「吹付けアスベスト等」が使われているか、おおよそわかります。
- ・専門の調査機関(表面参照)で調べることができます(自己負担)。

### 調べたらアスベストが発見されました。どうしたらいいのですか？

- ・吹付けアスベスト等が劣化してアスベストが飛散しやすい状態であることが判明した場合は、速やかに専門業者(表面参照)に相談して封じ込めや除去等の措置を行ってください。
- ・アスベストを含む建材は良好な状態であれば飛散のおそれがないので問題がありません。
- ・アスベスト成形板などについては、建物の解体工事等の際には、アスベストが飛散するおそれがあるので、水をまくなど注意が必要です。

●建物の所有者等に適切なアスベスト対策を行っていただくためにパンフレットを配布しておりますのでご活用ください。  
◆配布場所/方面別建築事務所・区役所など



## 届出の対象となる石綿使用建築物の解体工事等について

### 1.大気汚染防止法に基づく届出(作業開始日の14日前までに)

耐火建築物又は準耐火建築物において、延べ面積が500㎡以上であり、かつ、解体、改造、補修する部分に使用されている吹付け石綿の面積が50㎡以上であるもの。

### 2.横浜市生活環境の保全等に関する条例に基づく届出(作業開始日の7日前までに)

建築物において、解体、改造、補修する部分に、①吹付け石綿が使用されているもの、②石綿を含有する断熱材、保温材、石綿布等が使用されているもの、③石綿を含有するセメント建材が使用されているもので、石綿を含有するセメント建材の使用面積が1,000㎡以上であるもの。



## 吹付けアスベスト等の除去の費用について

◆除去工事を行う場合の費用の目安(国土交通省公表)

処理面積 300㎡未満	2万円/㎡～6万円/㎡
処理面積 300㎡～1,000㎡	1.5万円/㎡～4万円/㎡
処理面積 1,000㎡以上	1万円/㎡～2.5万円/㎡

※過去3年間の施行実績を(社)建築業協会が集計分析した調査結果

## アスベスト廃棄物について

**Q** 家庭にあるアスベストを廃棄したいときはどのようにすればよいですか。

**A** 横浜市は「アスベストを含むもの」を「収集しないごみ」としています。廃棄の際は、資源循環局業務課(☎671-2535)までご相談ください。

**Q** アスベストを含む産業廃棄物にはどのようなものがあるのですか。

**A** 吹付け石綿の除去作業等から排出される産業廃棄物のうち、吹付

け石綿・石綿保温材・珪藻土保温材・パーライト保温材などアスベストが飛散する恐れのあるものが、特別管理産業廃棄物の「廃石綿等」に定義されています。

一方、セメントや樹脂で固めてアスベストが飛散することがないスレートなどの産業廃棄物(非飛散性アスベスト廃棄物)については、通常の状態では、アスベストが飛散するおそれはないと考えられますが、国が示した「技術指針」に従って適

正に処理することとなっています。

**Q** 建築物の屋根材等にアスベストが含まれるものと聞いたことがありますが、アスベストが空気中に飛散することはないのでしょうか。

**A** 本市では、工事の届出の際に廃棄物処理法及び技術指針等に基づきアスベスト建材を使用している解体工事の進め方を指導しております。また、現地のパトロールによる解体業者の指導も行っています。

## 悪質業者に気を付けて

横浜市では、対策工事の「命令」などは行っておりません。また対策工事のための特定の業者の紹介や派遣などは行っていません。

訪問販売などのトラブルの相談は、横浜市消費生活総合センターで受け付けています。

☎ 845-6666

## 融資制度

●中小企業が、工場等のアスベスト除去工事等を行う際、その工事に係る経費に対する融資として、横浜市中小企業金融制度の環境保全資金(公害防止)がご利用いただけます。

資金名	環境保全資金(公害防止)
資金用途	有害化学物質(アスベスト等)の処理に要する資金
限度額	8,000万円以内
利率	1.7%
融資期間	10年以内
保証料	所定料率の4/5(1/5を市が助成)
その他	金融機関申込前に環境創造局環境管理課の認定が必要です。
問合せ先	★認定について 環境創造局環境管理課 ☎671-2733 ★融資制度について 経済局経営金融課 ☎671-2592

●戸建て住宅、マンションのアスベスト除去等の費用について、住宅金融公庫及び横浜市建築助成公社の「リフォーム融資」が利用できる場合がありますのでお問い合わせください(公庫融資と併用して公社融資もご利用になれます。)

融資限度額	マンションの共用部分(機械室・駐車場など)	マンション専用部分・戸建て住宅
	公庫	公社
利率	工事費の80%以内(150万円×住宅戸数)	①公庫融資同額 ②(100万円×住宅戸数)いずれか少ない額
返済期間	3.22%	工事費の80%以内(限度額240万円)
問合せ先	※平成17年11月4日現在	公庫金利+0.1%
	10年	3.42%(住宅部分の床面積が175㎡超の場合は3.57%)
	★住宅金融公庫首都圏支店 ☎03-5261-5986 ★まちづくり調整局住宅計画課 ☎671-3975	20年
		★住宅金融公庫住信情報相談センター ☎03-5800-8000